

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人兩名の弁護士池田良之助の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらぬ。

なお、当審が職権により調査したところによれば、原審の裁判長河村澄夫は、被告人兩名およびその弁護人の在廷する法廷において原判決主文の宣告にあたり、「被告人Aを懲役一年六月に処する。」と朗読すべきところを、誤つて「被告人Aを懲役一年二月に処する。」と朗読し、次いで判決の理由の要旨を告げ、上訴期間等の告知を行ない、席を立ちかけたところ、弁護士から所論のような質問があつたので、同裁判長は、即座にその場で同被告人の刑は懲役一年六月である旨および今一度主文を朗読する旨を告げ、直ちに主文を朗読し直したことが明らかであるから、同被告人に対する宣告刑は懲役一年六月としてその効力を生じたものと解すべきである。

よつて、刑訴法四一四条、三九六条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官別所 汪太郎 公判出席

昭和四七年六月一五日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岩	田	誠
裁判官	大	隅	健一郎
裁判官	藤	林	益三
裁判官	下	田	武三
裁判官	岸	盛	一